

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村交付金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(市町村交付金の財源)

第2条 市町村交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって神奈川県が協会に交付する交付金（以下「県交付金」という。）及び理事会で承認を得た市町村振興宝くじ交付金基金の運用利息の一部を財源とする。

(市町村への交付の基準)

第3条 市町村交付金の市町村への交付については、前条の財源の合計額の20%を均等割にし、残りを人口割50%、均等割50%とする。

2 前項により算出した市町村ごとの交付金額の合計額と前条に定める交付金の財源額の合計額との差額については、交付額が最小の市町村から順次、1円ずつ加算する。

(市町村交付金の対象事業)

第4条 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(預金利息等)

第5条 県交付金の預金から生じる利息等は、市町村交付金に編入するものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

第6条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、その用途について協会に報告するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は平成13年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日施行の公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村振興特別交付金規程は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。